

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

- 3 令和二年度における特別休暇については、別表第二に定めるもののほか、条例第十三条の人事委員会規則で定める場合は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により疲弊した地域経済の活性化及び年末年始における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合とし、その期間は、令和二年十二月二十六日から令和三年一月十一日までの期間において、その都度必要と認める日とする。ただし、三日を超えることはできない。この場合において、同表の備考の2の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。